

お知らせ

お知らせ

木造住宅の無料耐震診断を行います

市では18年度も滋賀県で登録された耐震診断員を派遣し、市内の木造住宅を対象に無料の耐震診断を行います。

対象となる木造住宅
市内に所在し、次のすべての要件を満たす住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
- 階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
- 木造軸組工法のもの（枠組壁工法、丸太組工法等ではないもの）

対象者
市内に対象となる住宅を所有する人

耐震診断の内容
「滋賀県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づいて、県に登録している耐震診断員が、主に目視で診断します。



予定棟数
80棟（申込先着順）

申込期間
6月5日（月）～7月7日（金）
予定数になり次第終了

申込方法
所定の申込用紙に必要事項を記入し、次の書類を添えて市建築指導課まで提出してください。
・建築物の建設時期・延べ面積のわかる書類（固定資産税課税明細書などの写し）

お申し込みは、市建築指導課
☎6543へ。

1 専用住宅や併用住宅であること
併用住宅の場合には、居住部分の床面積が、家屋全体の1/2以上必要、減額対象は居住部分のみ。
耐震改修を行った人の家族が居住する住宅や、法人が賃貸をしている住宅も要件を満たせば減額対象

2 適用要件

- 昭和57年1月1日以前から存在する住宅
- 平成18年1月1日以降に完了した耐震改修であること
- 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること
- 耐震改修にかかった費用が30万円以上であること
- 耐震改修が完了した日から3か月以内に、固定資産税減額証明書を添付して減額申請を行うこと

固定資産税減額証明書とは、
の要件に適合する旨の証明書の事です。

一定の要件を満たす住宅の耐震改修をされた人は 固定資産税の税額が軽減されます！

適用対象は、次の要件を満たす住宅です。

減額される範囲 床面積に依りて次のようになります。	床面積	減額内容
居住部分 120㎡以下	120㎡以下	税額が1/2
超えるもの （超える部分は対象外）	120㎡に相当する部分の税額は1/2	

減額される期間
耐震改修の完了日に依りて次のようになります。

耐震改修の完了日	減免期間
平成18年1月1日～	完了後、翌年
平成21年12月31日～	度から3年間
平成22年1月1日～	完了後、翌年
平成24年12月31日～	度から2年間
平成25年1月1日～	完了後、翌年
平成27年12月31日～	度から1年間

お問い合わせは、市税務課資産係
☎6523へ。また、証明書の発行については、市建築指導課
☎6543、建築士・指定確認検査機関（民間の建築確認業務機関）・登録住宅性能評価機関へ。

木造住宅の耐震・バリアフリー改修 工事に対して補助を行います

耐震診断の結果、倒壊の可能性が高いとされた木造住宅の耐震改修工事等の費用を一部補助します。

対象となる木造住宅
市内に所在し、次のすべての要件を満たす住宅

- 耐震診断の結果、総合評点が0.7未満とされたもの
- 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
- 階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
- 木造軸組工法のもの（枠組壁工法、丸太組工法等ではないもの）

対象者
市内に対象となる住宅を所有し、次の要件を満たす人
市税等の滞納がない人
対象工事について、国・県・市の他の制度による補助を受けていない人

補助の対象となる工事
工事費の総額が100万円を超える次の工事
耐震改修工事
耐震診断の結果、総合評点が0.7未満とされたもの

- 7未満と評価された住宅を1.0以上にするための改修工事
- バリアフリー工事
- 耐震改修工事と併せて行う段差解消など地震避難時の手助けとなるために改修する工事
- 設計者・工事施工者の選定
- 補助の対象となる工事を行うために必要な設計や施工は、滋賀県講習会修了者登録名簿に登録されている設計者・施工者に依頼する必要があります。

対象となる工事費	補助金額
100万円を超え200万円以下	20万円
200万円を超え300万円以下	30万円
300万円を超える	50万円

申込期間
6月5日（月）～9月29日（金）
申込方法
着工前に工事の設計図や見積書の提出が必要ですので、必ず事前にご相談願います。
「ご相談やお申込みは、市建築指導課
☎6543へ」

みんなで防いっ 土砂災害 6月は土砂災害防止月間です！

これから梅雨や台風季節となり土砂災害が起こりやすくなります。

山間部にお住まいの方は今一度防災対策をしっかりと整え、山に異変を感じられたときは直ちに、河川課（☎6532）、浅井支所建設水道課（☎74355）またはびわ支所建設水道課（☎75256）までご連絡ください。

水害防止のため 河川内の堰板は撤去を

大雨の時には、河川が増水し、堰板等によって水の流れがせき止められると、その周辺や河川の上流域に水害を引き起こし、大きな被害が生じることとなります。

各自治会や地域で、防火用水や日常用水確保のため、河川に堰板等を設置されている場合は、周辺住民の方がそのような被害に合わないよう、日ごろから適切な管理をお願いします。

また、不要な堰板や河川内の障害物は直ちに撤去してください。

市職員を募集します（市立長浜病院）

職種	採用予定人数	受験資格	試験日	申込受付期間	採用予定日
病看護師	60人程度	昭和41年4月2日以降に生まれ、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師、助産師または看護師の免許を有する人（平成19年7月末日までに免許を取得できる見込みのものを含む。）で、長浜市内または近接地に居住でき、夜間等の緊急呼び出しに容易に応じられ、交代勤務ができる人	9月28日（木）	6月1日（木）～9月8日（金）	平成19年4月1日

【申し込み・問い合わせ先】
6月1日（木）から受験申込書をお渡します。受験申込書の請求は、〒526-8580滋賀県長浜市大成亥町313番地、市立長浜病院事務局管理課内長浜市職員選考委員会へ。なお、郵送で請求される場合は、封筒の表に職種を明記の上、『受験申込書請求』と朱書きし、返信用封筒（80円切手を貼って宛名を明記したもの）を同封してください。詳しくは、同課総務担当 ☎0749-68-2300（代表）または0749-68-2324（直通）へおたずねください。